栃木県公報

令和８(2026)年
10月30日(金)
号　外
第 55 号

目　　次

公安委員会

○栃木県道路交通法施行細則の一部改正…… 1

公 安 委 員 会

栃木県公安委員会規則第10号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年10月30日

栃木県公安委員会委員長　　佐　　藤　　千 鶴 子

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和47年栃木県公安委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>附　則
１～４　略</td><td>附　則
１～４　略
５　当分の間、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table><tr><td>別表第１の33の項</td><td>警察署長</td><td>宇都宮中央警察署長等（宇都宮中央警察署長、宇都宮東警察署長、小山警察署長、足利警察署長又は那須塩原警察署長をいう。以下この表において同じ。）</td></tr><tr><td>別表第１の49の項</td><td>限る。）</td><td>限る。）。ただし、免許情報記録個人番号カードを有する者が一部を取り消す場合にあっては運転免許管理課長又は宇都宮中央警察署長等（宇都宮中央警察署長等にあっては管轄署長である場合又は申請者が免許の更新を申請する際に優良運転者に該当していたときに限る。）</td></tr><tr><td>別表第１の50の項</td><td>警察署長</td><td>警察署長（運転経歴情報の記録申請にあっては運転免許管理課長又は宇都宮中央警察署長等）</td></tr><tr><td>別表第１</td><td>同</td><td>運転免許管理課長又は警</td></tr></table></td></tr>
</table>

の51の項		察署長
別表第１の52の項	同	運転免許管理課長又は警察署長（施行規則第30条の12第２項又は第３項の規定による返納の届出にあっては運転免許管理課長又は宇都宮中央警察署長等）
別表第１の53の項	同	運転免許管理課長又は警察署長（施行規則第30条の16第２項の規定による抹消の届出にあっては運転免許管理課長又は宇都宮中央警察署長等）

附　則

この規則は、令和８年11月２日から施行する。